



地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、富山県病院事業の業務に係る公金の収納の事務の一部を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和4年3月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 委託した相手方の所在地及び名称

東京都渋谷区渋谷二丁目16-8 南雲ビル2階・4階  
弁護士法人舘野法律事務所

2 委託内容

富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）に基づく  
使用料及び手数料で未収のものものの収納の事務

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 富山県告示第97号

指定自立支援医療機関の指定の更新について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和4年3月14日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	更新年月日
名称	所在地			
矯正歯科やまぎしクリニック	射水市戸破3521番地1	育成医療、更生医療	歯科矯正	令和4年3月1日
クスリのアオキ木津薬局	高岡市木津1426番地1	育成医療、更生医療	調剤	令和4年3月1日

V・drug 高岡羽広薬局	高岡市羽広二丁目1番6号	育成医療、更生医療	調剤	令和4年3月1日
V・drug 中曽根薬局	高岡市中曽根2814番	育成医療、更生医療	調剤	令和4年3月1日
クスリのアオキ柳田薬局	氷見市柳田1950番地1	育成医療、更生医療	調剤	令和4年3月1日
セブンス薬局黒部店	黒部市生地神区298番地3	育成医療、更生医療	調剤	令和4年3月1日
新湊中央薬局	射水市本町二丁目14番2号	育成医療、更生医療	調剤	令和4年3月1日
大門中央薬局	射水市中村118番地1	育成医療、更生医療	調剤	令和4年3月1日
厚生連高岡訪問看護ステーション	高岡市永楽町5番10号	育成医療、更生医療	訪問看護	令和4年3月1日

**富山県告示第98号**

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和4年3月14日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
アイン薬局済生会高岡病院店	高岡市二塚387番地1	育成医療、更生医療	調剤	令和4年3月1日
スギ薬局魚津本江店	魚津市本江2571番地1	育成医療、更生医療	調剤	令和4年3月1日

アイン薬局黒部 市民病院店	黒部市三日市 1108番地1	育成医療、 更生医療	調剤	令和4年4月1日
------------------	-------------------	---------------	----	----------

## 富山県告示第99号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営吉城池地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月14日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 縦覧に供すべき書類

県営吉城池地区土地改良事業計画書の写し

### 2 縦覧の期間

令和4年3月14日から

令和4年4月12日まで

### 3 縦覧の場所

氷見市役所

## 教示

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができ

ません。

## 富山県告示第100号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営大浦大池地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月14日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 縦覧に供すべき書類

県営大浦大池地区土地改良事業計画書の写し

### 2 縦覧の期間

令和4年3月14日から

令和4年4月12日まで

### 3 縦覧の場所

氷見市役所

## 教示

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

## 公 告

## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年3月14日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市手崎字石太郎931番1、943番、944番、945番、946番、931番1地先、943番地先及び947番地先	同 左	道 路 下 水 道 水 路	射水市戸破3523番地	伊勢住建株式会社